会計	10	一般会計
款	4	衛生費
項	2	清 掃 費
目	2	し尿処理費

所管課	環境防災課
事業名	し尿処理事業
補助単独の別	単独

		前年度	要求	段階	財政課長内示	総務部長	市長査定・最終調整	予算計上	増減
		1	当初要求 ②	追加要求等	3	④(増減額)	⑤(増減額)	6=3+4+5	6-1
=	事業費	47,260	34,902		34,278			34,278	<b>▲</b> 12,982
₩.	国								
財源	県								
源内	市債								
訳	その他	1,913	53		53			53	<b>▲</b> 1,860
	一般財源	45,347	34,849		34,225			34,225	<b>▲</b> 11,122

事業	し尿処理施設(し尿及び浄化槽汚泥の処理)の運転及び維持管理		
概要	し尿受入、処理施設全工程の各種機器の運転管理及び点検	今年度 見直し 事 項	
事業目的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、公共下水道に接続していない全ての汲取りし尿と浄化槽汚泥を効率的に適正処理する。		
現状と 背景	下水道整備が進むにつれて事業対象が減少していく。これに伴い処理効率が悪くなることから、さらなるコスト削減が必要となる。	その他	

会計	10	一般会計
款	4	衛生費
項	2	清 掃 費
目	2	し尿処理費

所管課	環境防災課
事業名	汚染負荷量賦課金(浄化センター)
補助単独の別	単独

		前年度	要求	段階	財政課長内示	総務部長	市長査定·最終調整	予算計上	増減
		1	当初要求 ②	追加要求等	3	④(増減額)	⑤(増減額)	6=3+4+5	6-1
1	事業費	1	1		1			1	
	国								
財源	県								
源内	市債								
訳	その他								
	一般財源	1	1		1			1	

事業概要	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害によって生じた健康被害の損害を補てんするための負担金。大気汚染防止法の規定による、ばい煙発生施設に納付義務。 浄化センターの汚泥焼却施設が対象。(現在は廃炉)	今年度 見直し 事 項	
事業目的	公害被害者への補償給付、及び公害健康福祉事業の実施。		
現状と 背景	旧施設の焼却設備より排出された硫黄酸化物に対する補償金を賦課金と して拠出するもので、年々減額されている。	その他	